

電話再診について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、緊急事態宣言発令後、厚生労働省通知により、現在だけの例外的措置として、対面診察を省略し、電話再診による院外処方せんの発行を行えるようになっております。

電話にて当院診療所長と対話をし、必要な薬を28日分までを上限として、患者さんの希望する自宅至近の薬局へ、処方せんをファクシミリで送信します。

患者さん本人、もしくは代理の方が、当該薬局まで薬を受け取りに行くこととなります。（薬局により、自宅までの配達等に対応するところもありますので、調剤薬局にお問い合わせ下さい）

ただし、次の場合が、通常通りの外来診療を促すこととなりますので、予めご了承下さい。

- ・診療所長が「電話のみでは病状的に危険性が高い」と判断される場合
- ・通常外来診療が多忙で、電話再診の時間がとれない
- ・採血やレントゲンなどの検査が必要な場合
- ・処方薬に抗不安薬や睡眠薬等の向精神薬、もしくは麻薬製剤が含まれる場合

なお、当院の診察券をお持ちであっても、**定期通院がない方の電話再診はできません**。電話**初診**の項目をご覧ください。

【電話受付時間】

月曜日、水曜日、木曜日の午後2時～午後4時に限ります

（令和2年10月12日より、午後6時→午後4時に変更）

火曜日、土曜日、休診日は受付致しませんのでご注意ください。

指定される調剤薬局の開店時間に十分留意の上、ご連絡ください

【電話再診の対象となる患者さん】

当院に**慢性疾患で定期的に通院している患者さん**のうち、診療所長が電話のみでの診療で処方を行うに問題ないと判断した方

※原則的に処方の対象は**いつも出ているお薬のみ**です。

【電話**再診**の流れ】 以下をご覧ください。

【電話再診の流れ】

1. 当院診察券、前回分のお薬手帳をご準備の上、電話受付時間内に、当院電話 **045-823-8008** におかけ下さい。なお、聞き漏らしなどの無いよう、電話内容は録音させていただきます。

「電話にて定期の処方を出してもらいたい」旨をお伝えください。



2. 受付職員から、数個のご質問を行いますので、ご回答下さい。

※ 処方せんの方クシミリを希望する調剤薬局名

※ 非対面診察の不利益を同意してもらえるか など



3. 当院の外来診療の合間をみて診療所長より、指定の電話番号へお電話します。お電話の時間の指定は出来ません。その日の19時頃までにはご連絡致しますので、その間は確実に電話がとれるようにお願いします。3回電話をしてつながらない場合は、電話再診による受診の意思がなかったものと判断させていただきます。



4. 電話再診の対話の中で特に問題が無ければ、院外処方せんを発行し、当院から、指定された調剤薬局にファクシミリ致します。

※ **処方日数の上限は28日です。**

※ **処方せんの有効期限は電話当日を含めて4日以内です。**有効期限が切れてからのお支払いであっても、処方せん料等は抹消できませんのでご注意ください。



5. 処方のある方は、原則電話をした日の翌日から3日以内に、ご指定の調剤薬局に赴き、処方を受けて下さい。

※ 電話をした当日でも薬局開店時間に十分に余裕がある場合等、当日受け取りが可能な場合があります。当該調剤薬局にお問い合わせください。

※ その他お薬の受け取りについても、ご不明な点は当該調剤薬局にお問い合わせください。

※ 院外処方せんの原本は、当院から指定の調剤薬局に郵送しますので、患者さんにお渡しすることはありません。



6. 診察のお会計は、次回当院に来院の際にお支払ください。